

国籍選択の方法

二重国籍の方は、日本※では20歳に達するまでに、インドネシアでは21歳に達するまでに国籍を選択することが求められています。

※国籍法の一部改正に伴い、令和4年4月1日以降については、重国籍者は20歳に達するまでにどちらかの国籍を選択する必要があります。

ただし、令和4年4月1日時点で20歳以上の重国籍者については、22歳に達するまでに国籍を選択すれば足り、

令和4年4月1日時点で18歳以上20歳未満の重国籍者については、同日から2年以内に国籍を選択すれば足りります。詳細は法務省HPをご覧ください。

1. 国籍を選ぶ

A. 外国の国籍を選択

2. 手続きを選ぶ

①日本国籍を離脱

②外国国籍を選択

③外国国籍を離脱

④日本国籍の選択宣言

(詳細は日本法務省による「[国籍選択は重国籍者の大切な義務です](https://www.moj.go.jp/content/001343325.pdf)」(https://www.moj.go.jp/content/001343325.pdf)をご参照ください)

① 日本の国籍を離脱する

【届出関係】

日本
総領事館

- 当館に「**国籍離脱届**」を提出し、日本国籍を離脱
※次項に詳細説明あり

日本
総領事館

- 日本の法務省から当館に届いた離脱通知を受け取る（通常2～3ヶ月）
- 日本旅券を持っている場合は失効処理

日本
総領事館

（法務人権省へ届出をする必要がある場合）

- 当館で離脱通知書の「**翻訳証明**」、又は「**記載事項証明**」を作成
※次項に詳細説明あり

インドネシア
法務
人権省

（法務人権省へ届出をする必要がある場合）

- 法務人権省へ通知書の「**翻訳証明**」又は「**記載事項証明**」、その他必要書類を提出
(Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Republik Indonesia)

※インドネシア側手続きについては、各事務所で確認すること。

当館手続きに必要な書類

国籍離脱届

※原則本人が届け出ること

- ① 国籍離脱届 2通
- ② 外国の国籍を有することを証明する書類（インドネシア国籍の場合、以下のいずれか一点）
※インドネシア国籍法施行日（2006年8月1日）より前に出生された方は、（ア）又は法務人権省から発行された国籍証明の書類が必要となります。
（ア）法務人権省からの国籍取得証明書
（Keputusan Menteri Hukum dan Hak Asasi Manusia tentang Kewarganegaraan）
※出生に伴う国籍取得ではなく、事後手続きによって国籍を取得されている場合、こちらが必要となります。
（イ）インドネシアパスポート（原本及びコピー2部）
（ウ）出生証明書（Akta Kelahiran）（原本及びコピー2部）
- ③ 現住所を証明する書類（KTP、KKなど）（原本及びコピー2部）
- ④ 上記（3、4）の和訳（どなたが作成しても構いませんが翻訳者の氏名記載が必要です。）
※届出書に本籍地記入欄があります。本籍地と住民票の住所は異なります。正しい本籍地が書かれていない場合には届出が受理されない可能性がありますので、戸籍謄本等で本籍地や筆頭者をご確認のうえ、来館して下さい。

記載事項証明

- ① 申請書
 - ② KTP又はインドネシア旅券（原本）
 - ③ 日本旅券（原本）
 - ④ 6か月以内発行の戸籍謄本（離脱が記載されているもの、原本）
 - ⑤ 両親の氏名が記載されている公文書（旅券、KTP、出生証明書等、原本）
 - ⑥ 本人が未成年の場合は親権者による代理申請が可能。
その場合、代理人の身分証（旅券、KTP等、原本）
- 所要日数：3業務日

翻訳証明

- ① 申請書
- ② 離脱した者のKTP（原本）
- ③ 離脱した者の日本旅券（原本）
- ④ 国籍離脱通知書（原本）
- ⑤ ④のインドネシア語翻訳

所要日数：3業務日

② 外国の国籍を選択する

【届出関係】

インドネシア
法務
人権省

- ・ 21歳に達するまでに法務人権省でインドネシア国籍選択の手続きを行う

日本
総領事館

- ・ インドネシア国籍を取得した日から3か月以内に当館に「**国籍喪失届**」を提出
- ・ 日本旅券を持っている場合は失効処理

国籍喪失届

※原則本人が届け出ること

<喪失の事実を知った日に国外に在るときは、3か月以内に届け出る必要があります>

- ① 国籍喪失届
 - ② 法務人権省発行のインドネシア国籍を選択した証明書
 - ③ ②の日本語訳文
- 本籍地及び筆頭者の氏名の記載が必要ですので事前に確認ください

※インドネシア側手続きについては、各事務所で確認すること。

③ 外国の国籍を離脱する

【届出関係】

※インドネシア側手続きについては、各事務所で確認すること。

インドネシア
法務
人権省

- ・ 21歳に達するまでに法務人権省でインドネシア国籍の離脱手続き

インドネシア
イミグレ

- ・ イミグレーションでAffidavitを抹消（インドネシアパスポートを失効）
- ・ インドネシアの滞在許可を取得

日本
総領事館

- ・ インドネシア国籍離脱から3か月以内に当館に「**外国国籍喪失届**」を提出

外国国籍喪失届

※原則本人が届け出ること

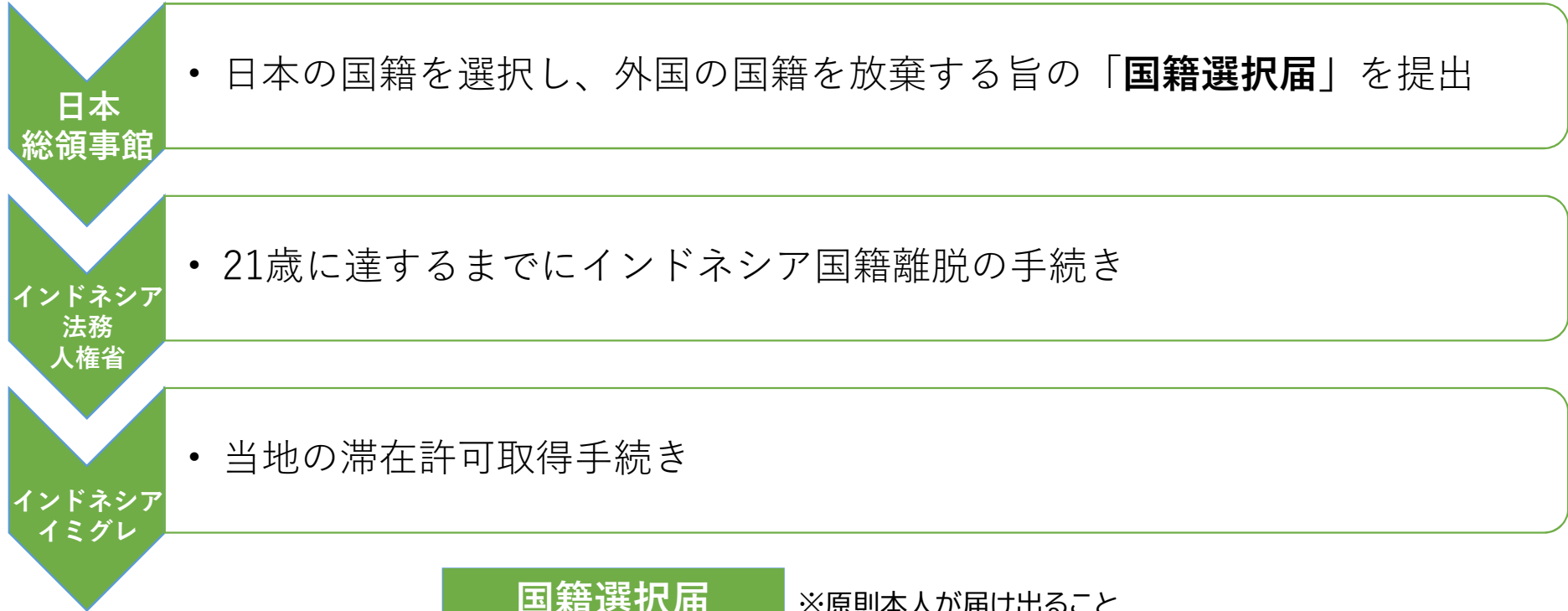
<喪失の事実を知った日に国外に在るときは、3か月以内に届け出る必要があります>

- ① 外国国籍喪失届
- ② 法務人権省発行の国籍離脱証明書
- ③ ②の日本語訳文

本籍地及び筆頭者の氏名の記載が必要ですので事前に確認ください

④ 日本の国籍の選択の宣言をする

【届出関係】



※インドネシア側手続きについては、各事務所で確認すること。

国籍選択届

※原則本人が届け出ること

① 国籍選択届

※届出書に本籍地記入欄があります。本籍地と住民票の住所は異なります。正しい本籍地が書かれていない場合には届出が受理されない可能性がありますので、戸籍謄本等で本籍地や筆頭者をご確認のうえ、来館して下さい。